

安全衛生管理規程

水間急配株式会社

1997年 4月20日作成
1998年12月 1日改定
2003年 4月21日改定
2004年 4月21日改定
2005年 6月 1日改定
2007年 4月21日改定
2010年12月21日改定

安全衛生管理規程

目 次

第1章	:	総 則
第2章	:	安全衛生管理
第3章	:	安全衛生委員会
第4章	:	安全検査
第5章	:	災害防止
第6章	:	火災及び爆発の防止
第7章	:	災害処理
第8章	:	就業制限及び禁止
第9章	:	安全衛生教育
第10章	:	健康診断及び予防接種
第11章	:	保護具
第12章	:	救急用具
第13章	:	労働安全衛生マネジメント
附 則		

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、労働基準法、労働安全衛生法をはじめ、労働協約及び就業規則に基づき安全衛生管理を徹底し、労働災害と疾病を未然に防止することにより、快適な職場環境の確立を図ることを目的とする。

(労働安全衛生諸法令との関係)

第2条 この規程に定めのない事項については、労働安全衛生関係諸法令の定めるところによる。但し、労働安全衛生諸法令が改廃されたときは、それに応じて改廃する。

(遵守義務)

第3条 従業員は、この規程に定める事項並びに職場の安全基準等、安全衛生に関する事項を遵守し、安全で快適な職場を築くよう努めなければならない。

(安全衛生管理機構)

第4条 安全衛生に関する管理機構は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 統括安全衛生管理者
- (2) 安全管理者
- (3) 衛生管理者
- (4) 安全衛生推進者
- (5) 産業医
- (6) 安全衛生委員会

第2章 安全衛生管理

(総括安全衛生管理者)

第5条 安全管理者及び衛生管理者を統括するため、事業所ごとに総括安全衛生管理者を置く。

2. 総括安全衛生管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 従業員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 従業員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- (3) 健康診断の実施、その他健康管理に関すること。
- (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (5) その他労働災害を防止するために必要な業務で、法令に定めるもの。

(総括安全衛生管理代理者)

第6条 総括安全衛生管理者が旅行、疾病、事故その他の事由により職務を遂行できない場合は前条の業務を遅滞なく遂行するため、総括安全衛生管理代理者を置く。

(安全管理者)

第7条 事業所内における安全に関する事項を管理するため、常時50名以上の労働者を使用する事業所ごとに安全管理者を置く。

2. 安全管理者は、次に掲げる事項を職務として行う。

- (1) 安全巡視に関する事項
- (2) 建築物、設備、作業場所又は作業方法に危険がある場合における応急措置及びこれらの災害防止に関する適切な措置に関する事項
- (3) 安全装置、保護具その他危険防止のための設備、器具の定期的点検及び作業の安全についての教育及び訓練に関する事項
- (4) 発生した災害原因の調査及び対策の検討に関する事項
- (5) 消防及び避難の訓練に関する事項
- (6) 安全衛生推進者その他安全に関する補助者の監督に関する事項
- (7) 安全に関する資料の作成、収集及び重要事項の記録に関する事項
- (8) その他従業員の危険防止に関する事項

3. 安全管理者は、その必要な職務の遂行について職制を通じて指示する。この場合において、職制に基づき安全管理の分担をする者は、指示された事項を行わなければならない。

(安全管理補助者)

第8条 必要によって安全管理補助者を置く。

2. 安全管理補助者は、管理者の指示に従い、その必要事項を行わなければならない。

(衛生管理者)

第9条 事業所内における衛生に関する事項を管理するため、常時50名以上の労働者を使用する事業所ごとに衛生管理者を置く。

- 2 衛生管理者は、次に掲げる事項を職務として行う。

- (1) 衛生巡視に関する事項
- (2) 健康に異常がある者の発見及び処理の実施に関する事項
- (3) 作業環境の衛生上の調査に関する事項
- (4) 作業条件、施設等の衛生上の改善に関する事項
- (5) 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備に関する事項
- (6) 衛生に関する教育、その他従業員の健康保持のために必要な施策の実施に関する事項
- (7) 従業員の負傷及び疾病、それによる死亡、欠勤及び移動に関する統計の作成に関する事項
- (8) 従業員が行う作業が、他の事業所の従業員が行う作業と同一の場所において行われる場合における衛生についての必要な措置に関する事項
- (9) 衛生日誌の記載及び職務上の記録の整備等に関する事項
- (10) その他従業員の疾病防止に関する事項

(秘密事項の保持)

第10条 衛生管理者及び衛生担当者は、その職務上知り得た従業員の健康上の秘密を漏らしてはならない。

(安全衛生推進者)

第11条 事業所内における安全・衛生に関する事項を管理するため、常時10名以上50名未満の労働者を使用する事業所ごとに安全衛生推進者を置く。

- 2 安全衛生推進者は、次に掲げる事項を職務として行う。

- (1) 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関する事項
- (2) 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関する事項
- (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関する事項
- (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関する事項

(産業医)

第12条 医学に関する専門的立場から、従業員の衛生に関する管理を行うため、常時50名以上の労働者を使用する事業所ごとに産業医を置く。

2. 産業医は次に掲げる事項を職務として行う。

- (1) 衛生巡視に関する事項
- (2) 健康診断の実施、その他従業員の健康管理に関する事項
- (3) 衛生教育その他従業員の健康の保持、増進を図るための措置で、医学に関する専門的知識を必要とするものに関する事項
- (4) 従業員の健康障害の原因調査及び再発防止のための医学的措置に関する事項
- (5) その他従業員の疾病防止に関する事項

3. 産業医は前項各号に掲げる事項について、総括安全衛生管理者に対して勧告するとともに、衛生管理者に対して指導若しくは助言することができる。

第3章 安全衛生委員会

(安全衛生委員会)

第15条 安全衛生の向上を図り、従業員の災害防止と健康保持増進を図ることを目的とし、次に掲げる事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、事業所ごとに安全衛生委員会を置く。

- (1) 従業員の危険及び健康障害を防止するための基本対策
- (2) 労働災害の原因及び再発防止対策
- (3) 安全衛生に関する規定の作成に関すること
- (4) 安全衛生教育の実施計画の作成に関すること
- (5) 定期に行われる健康診断の結果及びその結果に対する対策の樹立に関すること
- (6) 新規に採用する機械、器具その他の設備又は原材料に係る危険及び健康障害の防止に関すること
- (7) その他従業員の危険及び健康障害の防止に関する必要事項

(安全衛生委員会の構成)

第16条 安全衛生委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。但し、(1)の者である委員は1人とする。

- (1) 総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で、事業所においてその事業の実施を統括管理する者若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者
 - (2) 安全管理者及び衛生管理者のうちから事業者が指名した者
 - (3) 事業所の従業員で、安全に関し経験を有する者のうちから事業者が指名した者
 - (4) 事業所の従業員で、衛生に関し経験を有する者のうちから事業者が指名した者
2. 事業者は、次に掲げる者を安全衛生委員会の委員として指名することができる。
- (1) 産業医
 - (2) 事業所の従業員で、作業環境測定を実施している作業環境測定士である者
3. 安全衛生委員会の議長は、総括安全衛生管理者または総括安全衛生管理者以外の者で、事業所においてその事業の実施を統括管理する者若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者が当たる。

(安全衛生委員会の開催)

第17条 安全衛生委員会は、毎月1回以上開催する。

2. 前項に定めるものの他、委員会の運営について必要な事項は安全衛生委員会が定める。
3. 委員会における議事で重要なものに係る記録を作成して、これを3年間保存しなければならない。

(安全衛生委員会の事務局)

第18条 安全衛生委員会の事務局は総務管理部とし、議事録の作成、保管及び会議の運営に必要な業務を行う。

第4章 安全検査

(安全検査)

第19条 次に掲げる機械器具及び設備等の保全を確保するため、定期又は臨時に安全点検及び性能検査を行わなければならない。

- (1) 電気設備
- (2) 通路及び作業床
- (3) 保護具
- (4) 建築物
- (5) 危険物貯蔵所

(6) その他安全管理者の必要と認めるもの

(安全点検者)

第20条 安全点検者は、業務に精通した者の中から所属長が指名する。

2. 安全点検者は、安全点検の結果を記録し、保管しなければならない。

(安全基準)

第21条 安全点検の基準は、労働安全衛生規則その他の関係法令によるもののほか、事業者の定める安全診断要領により行うものとする。

第5章 災 害 防 止

(整理整頓)

第22条 従業員は、災害防止及び健康保持のため、常に職場の整理整頓に努め、特に通路、階段、非常口、消火設備、配電盤等のある場所には、物を置いてはならない。

2. 従業員は、油ボロ、損紙、廃品等については、所定の容器に収納し、みだりに破棄してはならない。

(構内交通)

第23条 従業員は、構内の交通安全に十分注意しなければならない。また、構内を走る自動車等を運転する者は、定められた制限速度を遵守しなければならない。

(就業前の点検)

第24条 従業員は、担当の機械装置、動力伝動装置、電気設備及び工器具等の機能の保全に努めるとともに就業前に必ず点検しなければならない。

2. 故障又は危険な個所を発見したときは、機械等の使用を停止し、直ちにその旨を責任者に報告しなければならない。

(作業服)

第25条 従業員は、作業中においては所定の作業服を着用し、履物は安全なものを用いる。

(不安全行為の禁止)

第26条 従業員は、高圧通電箇所等の立ち入りを禁止されている場所へ許可なく立ち入ってはならない。

2. 従業員は、許可なく設備の改変又は設備機能の停滞若しくは妨害の行為をしてはならない。

第6章 火災及び爆発の防止

(火元責任者)

第27条 火元責任者は、担当職場内の火気の取締りに任じ、特に退社時等必要に応じ担当区域内を巡視し、火災の予防に努める。

(火気取扱の注意)

第28条 従業員は、許可なく焚き火、電熱器、ストーブその他の火気を使用したり、所定の場所以外で喫煙してはならない。また、火気を使用した者は、確実に残火の始末をしなければならない。

第7章 災 害 処 理

(災害発生時の措置)

第29条 従業員は、労働災害が発生した場合は、臨機の処置を施すと同時に速やかに職場の責任者に報告し、対策についての指示を受けなければならない。

(報告書等の提出)

第30条 所属長は、災害が発生した場合は、直ちに安全管理者、衛生管理者及び必要な関係部署責任者に連絡するとともに、速やかに指定の報告書を提出しなければならない。

(再発防止)

第31条 所属長は、安全管理者、衛生管理者及び安全衛生委員会と協議して災害原因の調査を行い、その結果に基づき必要な措置と対策を講じなければならない。

第8章 就業制限及び禁止

(免許を必要とする業務)

第32条 次に掲げる業務に従事する者は、法定の資格を有する者でなければならない。

- (1) 自動車運転の業務
- (2) 危険物取扱いの業務
- (3) クレーン取扱の業務
- (4) フォークリフトの運転業務
- (5) その他法令により免許を必要とする業務

(立入制限)

第33条 従業員は、次に掲げる場所に関連なくみだりに立ち入ってはならない。

- (1) 危険物を取扱う場所
- (2) 立入を禁止された柵又は囲いの中
- (3) その他立入を禁止されている場所

(年少者に対する就業制限)

第34条 満18才未満の者は、次に掲げる業務に就業させてはならない。

- (1) 第32条に掲げる業務
- (2) その他安全管理者及び衛生管理者が指定する業務

(女子に対する就業制限)

第35条 次に掲げる業務に女子を就業させてはならない。

- (1) クレーン取扱の業務
- (2) 動力伝道装置の検査、修繕又はベルトの掛け替え業務
- (3) エチルアルコール、ガソリン、二硫化炭素又はこれに準じる引火性の物を取扱う作業で発火の危険のある作業
- (4) 多量の高熱物体を取扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務

(就業を禁止する者)

第36条 次に掲げる者は、就業を禁止する。但し、(1)に掲げる者については、伝染予防の処理をした場合はこの限りではない。

- (1) 病毒伝ばの恐れのある結核、梅毒、かいせんその他の伝染性皮膚疾患、のう漏性結膜炎、著しく伝染の恐れのあるトラホームその他これに準じる伝染性眼疾患にかかっている者又は伝染病原体保有者
- (2) 再帰熱、麻疹、炭そ、鼻そ、その他これに準ずる伝染病にかかっている者
- (3) 精神分裂症、躁うつ病、麻痺性痴呆、その他精神病患者であって就業することが不適当な者
- (4) 腹膜炎、結核、心臓病、脚気、腱鞘炎、急性泌尿性生殖器病、その他の疾病にかかっている者であって、労働のために病勢が著しく憎悪する恐れのある者
- (5) 従業員の同一世帯内若しくはその近隣に法定伝染病として認定されている疾病が発生し、これに感染している恐れがある者

第9章 安全衛生教育

(配置前、作業変更時教育)

第37条 従業員の配置時及び作業内容の変更時においては、安全又は衛生のために必要な次に掲げる教育を行う。

- (1) 機械設備、原材料等の危険性、有害性及びこれらの取扱方法に関すること
- (2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱方法に関すること
- (3) 作業手順に関すること
- (4) 作業開始時の点検に関すること
- (5) 業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること
- (6) 整理、整頓及び清潔の保持に関すること
- (7) 事故時等における応急措置及び避難に関すること
- (8) その他業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

(特別教育)

第38条 従業員を危険又は有害な業務につかせる場合は、法令の定めるところに従い、その業務に関する安全又は衛生のための特別教育を行わなければならない。

(資格取得)

第39条 事業者は、従業員に対して、法令の定めるところに従い、業務に関する必要な技能講習を受けさせ、資格を取得させる。

第10章 健康診断及び予防接種

(健康診断等)

第40条 従業員は、健康診断及び予防接種又は注射を正当な理由なくして拒むことはできない。但し、健康診断期間中に他の医師の健康診断を受け、その結果を証明する診断書及びエックス線写真を提出した場合はこの限りではない。

(健康診断項目)

第41条 前条の健康診断項目は、次に掲げるものとする。

- (1) 既往歴及び業務歴の調査
- (2) 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- (3) 身長、体重、視力、色覚及び聴力の検査
- (4) 胸部エックス線検査及びかくたん検査
- (5) 血圧の測定並びに尿中の糖及び蛋白の有無の検査

(特殊健康診断)

第42条 次に掲げる業務に該当する者は定期健康診断のほか特殊健康診断を受けなければならない。

- (1) 重量物の取扱等重激な業務
- (2) 深夜業を含む業務
- (3) その他衛生管理者が指定する業務

(秘密の保持)

第43条 健康診断の業務に従事した者は、その職務上知り得た従業員の秘密を他に洩らしてはならない。

第11章 保護具

(保護具)

第44条 従業員は、次に掲げる業務に就業する場合は所定の保護具を使用しなければならない。

- (1) 著しく暑熱又は寒冷な場所における業務
- (2) 高熱物体又は低温物体を取扱う業務
- (3) その他事業者の指定した業務

(保護具の管理)

第45条 従業員は、事業者から支給された保護具は使用に注意し、紛失、破損、散逸、不潔にならないよう心がけなければならない。

第12章 救急用具

(救急用具)

第46条 事業者は、負傷者の手当てに必要な救急用具及び材料を備え、その備え付け場所及び使用方法を従業員に周知させなければならない。

2. 事業者は、救急用具及び材料を常時清潔に保たなければならない。

(救急用具の内容)

第47条 事業者は、救急用具及び材料として、少なくとも次に掲げる品目を備えなければならない。

- (1) 包帯材料、ピンセット及び消毒液
- (2) 高熱物体を取扱う作業場その他火傷の恐れのある作業場においては火傷薬
- (3) 重傷者を生ずる恐れのある作業場においては、止血薬、副木、担架等

第13章 労働安全衛生マネジメント

(安全衛生方針の表明)

第48条 従業員の安全衛生は、企業存立の基盤をなすものであり、安全衛生の確保は企業の社会的責任である。このため水間急配株式会社は次の事項を実施していくことを宣言する。

- (1) 「人命尊重」を基本理念とし、職場のあらゆる危険有害要因を排除するため従業員全員参加の下に、PDCAサイクルを適切に運用し、継続的な安全衛生活動を展開し、労働者の安全と健康を確保して安全衛生水準の向上を目指す。
- (2) 労働安全衛生法をはじめ、関係する法令を遵守するとともに、会社及び事業場で定めた安全衛生規定類に基づき従業員の安全衛生を確保する。
- (3) 労働安全衛生マネジメントシステムの適切な実施及び運用により、継続的な安全衛生管理に取り組み、良好なパフォーマンスの維持向上に努める。
- (4) 従業員の疲労やストレスを軽減するため快適な職場環境の形成を促進する。
- (5) 安全衛生目標を設定し、適切に運用するとともに、必要に応じて見直しを行う。
- (6) この方針を実施し、維持すると共に、全員に周知徹底する。
- (7) この方針は必要に応じて公開する。
- (8) この方針は常に妥当かつ適切であるように定期的に見直しを行う。

(労働者の意見の反映)

第49条 事業者は、安全衛生目標の設定並びに安全衛生計画の作成、実施、評価並び改善に当たり、安全衛生委員会の活用等労働者の意見を反映する手順を定めるとともに、この手順に基づき、労働者の意見を反映するものとする。

(記 録)

第50条 事業者は、安全衛生計画の、実施状況、システム監査の結果等労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置の実施に関し必要な事項を記録するとともに、当該記録を保管するものとする。

(危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定) リスクアセスメント

第51条 事業者は、労働安全衛生法第28条の2の規定により、危険性又は有害性等を調査する手順を定めるとともに、この手順に基づき、危険性又は有害性等を調査する。

2. 事業者は、労働安全衛生法又はこれに基づく命令、事業場安全衛生規定等に基づき実施すべき事項及び前項の調査の結果に基づき労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を決定する手順を定めるとともに、この手順に基づき、実施する措置を決定する。

(安全衛生目標の設定)

第52条 事業者は、安全衛生方針に基づき、次に掲げる事項を踏まえ、安全衛生目標を設定し、当該目標において一定期間に達成すべき到達点を明らかにするとともに、当該目標を労働者及び関係請負人その他の関係者に周知するものとする。

- (1) 前条第1項の規定による調査結果
- (2) 過去の安全衛生目標の達成状況

(安全衛生計画の作成)

第53条 事業者は、安全衛生目標を達成するため、事業場における危険性又は有害性等の調査の結果等に基づき、一定の期間を限り、安全衛生計画を作成するものとする。

2. 安全衛生計画は、安全衛生目標を達成するための具体的な実施事項、日程等について定めるものであり、次の事項を含むものとする。
 - (1) 第51条2項の規定により決定された措置の内容及び実施時期に関する事項
 - (2) 日常的な安全衛生活動の実施に関する事項
 - (3) 安全衛生教育の内容及び実施時期に関する事項
 - (4) 関係請負人に対する措置の内容及び実施時期に関する事項
 - (5) 安全衛生計画の期間に関する事項
 - (6) 安全衛生計画の見直しに関する事項

(安全衛生計画の実施等)

第54条 事業者は、安全衛生計画を適切かつ継続的に実施する手順を定めるとともに、この手順に基づき、安全衛生計画を適切かつ継続的に実施するものとする。

2. 事業者は、安全衛生計画を適切かつ継続的に実施するために必要な事項について労働者及び関係請負人その他の関係者に周知させる手順を定めるとともに、この手順に基づき、安全衛生計画を適切かつ継続的に実施するために必要な事項をこれらの者に周知するものとする。

(緊急事態への対応)

第55条 事業者は、あらかじめ労働災害発生の急迫した危険がある状態（以下「緊急事態」）が生ずる可能性を評価し、緊急事態が発生した場合に労働災害を防止するための措置を定めるとともに、これに基づき適切に対応するものとする。

(日常的な点検、改善等)

第56条 事業者は、安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善を実施する手順を定めるとともに、この手順に基づき、安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善を実施するものとする。

2. 事業者は、次回安全衛生計画を作成するに当たって、前項の日常的な点検及び改善並びに次条の調査等の結果を反映するものとする。

(労働災害発生原因の調査等)

第57条 事業者は、労働災害、事故等が発生した場合におけるこれらの原因の調査並びに問題点の把握及び改善を実施する手順を定めるとともに、労働災害、事故等が発生した場合には、この手順に基づき、これらの原因の調査並びに問題点の把握及び改善を実施するものとする。

(システム監査)

第58条 事業者は、定期的なシステム監査の計画を作成し、第48条から前条までに規定する事項についてシステム監査を適切に実施する手順を定めるとともに、この手順に基づき、システム監査を適切に実施するものとする。

2. 事業者は、前項のシステム監査の結果、必要があると認めるときは、労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置の実施について改善を行うものとする。

(労働安全衛生マネジメントシステムの見直し)

第59条 事業者は、前条第1項のシステム監査の結果を踏まえ、定期的に、労働安全衛生マネジメントシステムの妥当性及び有効性を確保するため、安全衛生方針の見直し、この指針に基づき定められた手順の見直し等労働安全衛生マネジメントシステムの全般的な見直しを行うものとする。

附 則

(施行期日)

第60条 この規程は、1997年 4月20日から実施する。
2010年12月21日改訂実施する。

(改廃)

第61条 この規程を改廃するには従業員の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。但し、法令の改廃があったときは、この規程もこれに準じて改廃する。